

ステージC 子ども・子育ては、いま

□ 総括報告 ～～現在の課題を「お金」という側面からみてみよう

1. 市町村の財政と子ども・子育てに関する問題

ほとんどの市町村は、「財政が厳しい」と主張しています。このことが事実なのかについては、きちんと検証しないと鵜呑みにすることはできませんが、まったくのウソということはないでしょう。

保育所や放課後児童クラブなど、ほとんどの子ども・子育ての取り組みが、市町村が関与して行われている現状では、この「財政」＝「お金」が、様々な面で影響を与えます。いくつか具体的に見てみましょう。

2. 公立保育所が増えない理由

市町村にとっては、公立保育所よりも、私立の保育所等（認定こども園や小規模保育所を含む）の方が財政的な負担が少なく済みます。

まず、保育所の施設を建設する際に、私立保育所等であれば国の補助金が利用できますが、公立保育所では利用できません。

また、毎年かかる運営経費についても同様に、国・県の負担は私立保育所等にしかありません。公立保育所については、市町村はその費用の全額を負担する必要があります。このようなことから、市町村にとっては、保育所を増やしたり建て替えたりするなら公立よりも私立、となってしまうようです。（レポート No. C1 参照）

3. 企業主導型保育事業の急速な広がり

2016年度に唐突に開始された企業主導型保育事業が、急速に拡大しています。（レポート No. C3 参照）

この企業主導型保育事業の特徴の一つが、設置した企業の従業員の子どもだけではなく、そのほかの子どもも利用できる「地域枠」を設定できることにあります。

そして、認可外保育施設としての立ち入り調査などの他には、市町村の関与はありません。つまり、市町村にとっては、施設の設置やその後の運営に関して、お金がかかりません（ついでに言えば、事務もほとんど発生しません）。おまけに、地域枠を設定して従業員以外の子どもも受け入れてもらえれば、待機児童対策ともなります。市町村にとっては、大変ありがたい施設、ともいえます。

また、設置する企業にとっても、従来は国の補助がほとんどなかった認可外保育施設に、施設設置の際の補助に加えて、例えば0歳児1人当たり月額20万円以上の認可施設に近い水準の補助が受けられ、用途制限もないなど、多くのメリットがあります。このようなことが、企業主導型保育事業の急速な拡大につながっていると考えられます。

4. なかなか改善しない保育者の処遇

ニュース等で、保育士や放課後児童クラブの指導員等の処遇が低いこと、そしてそのことが現場の人員不足の原因となっていることなどが、ようやく話題になってきました。

市町村は、保育所や放課後児童クラブの運営者（社会福祉法人や社会福祉協議会）に対して、国が定めた額のお金（委託費・補助金・指定管理料等）を支払えば、その先の処遇は運営者の問題だ、と考えがちです。（この考え方については多くの問題がありますが、今回のテーマからやや外れるため、ここでは置きます）

つまり、保育者の処遇には、「国が定めた額」が大きく影響することになります。なぜなら、市町村にとっては、「国が定めた額」以上の金額を運営者に支払うことは、「国が定めた額」以上の部分は全額「厳しい財政」から市町村が負担しなくてはならないため、難しいからです。

では、この「国が定めた額」は妥当な額となっているのでしょうか。
私立保育所でいえば、例えば0歳児1人当たりの単価（月額）は、次の通りです。

■ 地域手当 10%地域で 90 人定員の場合

保育時間区分	基本分単価
保育標準時間（11時間保育）	167,930
短時間保育（8時間保育）	162,690

このように、保育時間が3時間（37.5%）違っても、単価としては3%程度しか変わらない、という不思議なつくりになっています。他にも、国家公務員の地域手当の区分に準じて単価が違うなど、保育の実態とは異なる単価設定となっています。また、多くの専門家が指摘している通り、そもそも十分な保育士を配置できるだけの単価になっていません。

放課後児童クラブに関しても、国の補助金額は1クラブ（年間平均登録児童数 36～45人）当たり年額 3,427,000 円となっています。

埼玉県の場合、市町村が設置する放課後児童クラブの多くは、社会福祉協議会が指定管理者となって運営しているため、その指定管理料及び指定管理料から支払われる人件費はこの補助金額に大きく影響されますが、果たして十分な額でしょうか。

5. 「お金」だけを理由にしない（させない）ために

ここで例に挙げたものはごく一部ですが、保育・子育てに関する様々な問題には、どうしても市町村の財政＝お金の問題が関係していきます。（少なくとも、国や県、市町村はそう主張します。）

ですが、本来保育や子育てに関する様々な問題は、多くの場合「お金がないからできない」で済ますことのできる問題ではなく、憲法（あるいは子どもの権利条約）に基づく「権利の保障」の問題であるはずです。

ですから、保育・子育てに関する問題について、国や県、市町村に「財政が厳しいのでできない」と言わせないためには、憲法について学び、また学んだ内容に基づき「権利の保障」であることを主張することが今後ますます重要になると考えられます。

保育とは、子どもの幸せな日々を作り出す仕事

はじめに

「保育園落ちた」という、ある母親のブログでの切羽詰まった訴えがきっかけとなり、保育がいまだかつてないほど大きな政治問題となっています。

そして、子ども・子育て支援新制度の施行から1年7カ月を経て、各地で保育に様々な混乱が発生し、格差が広がっています。待機児童の解消が進まないなか、市町村の関与を必要としない企業主導型保育の導入など、国や自治体の責任が縮小し、規制緩和や基準が切り下げられ、子どもたちの命や発達を保障する保育が脅かされようとしています。

さらに、2018年に「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の改定が予定され、その原案がこの夏それぞれ発表されています。来年1年間はその周知期間ですが、この改定が意味するものを見抜き、子どもたちの豊かな育ちを支えるために何を大切にすべきか考える必要があります。

子どもの貧困が問題視され、子育て困難が広がっている今だからこそ、保育が福祉として位置付けられ、保育の質が確保される改善が必要です。学校教育法の制定に携わった倉橋惣三は「乳幼児期の教育というのは、人間的なふれあひなしに行うことはできないから保育でなくてはならないのだ」と説明しています。子どもたちの幸せを中心目標とし、その中に「教育」があるという「保育」こそ、私たちが大切にすべき理念です。

1. 待機児童問題と公私置き換えが進む県内の状況

埼玉県は、4000人分の受け入れ枠の拡大をめざし、国交付金による保育所の整備、県単独施策としての幼稚園による保育所の整備、企業を活用した保育所利用児童数の拡大、家庭保育室の開設・拡充、家庭的保育(保育ママ)の推進を図るとしています。しかし、待機児童解消は進まず、「隠れ待機児童」や入りたくても入れない子どもがあふれています。

埼玉県社会保障推進協議会の調査によると、このような状況のなか公立保育所は毎年減少し、今年は7か所減少しました。2014年に5か所、昨年(2015年)に10か所、そして今年と、連続して減少しています。公立保育所を減らしている自治体は富士見市、ふじみ野市、三郷市、伊奈町です。定数は前年より683人(昨年は646人)減らしています。

一方、民間保育所は毎年増え続け、今年は44か所(2015年は70か所、2014年は36か所)増えています。定数は4669人増(昨年5844人増)となっていて、公立保育所の民間への置き換えがすすんでいます。

そのような状況の中で、発達に困難を抱えた児童の受け入れ施設数は、公立保育所が348か所、民間保育所が228か所で、受け入れ児童数は圧倒的に公立保育所が多く、全体の80%を占めています。認定こども園、地域型保育事業では受け入れ施設数、児童数とも一桁となっています。このように支援の必要な児童の受け入れが、民間保育所や認定こども園、地域型保育事業は少ないので、障害児加算を増やして体制を整え、研修の充実を図ると

もに、公立保育所の存在意義や保育の専門性を認めさせていくことが重要です。

2. 「一億総活躍社会」の本質を見抜いて保育の公的責任拡充へ

政府は、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策 ～成長と分配の好循環の形成に向けて～」を取りまとめ、保育について「待機児童解消を確実なものとするための保育の受け皿や多様な保育サービスの確保、保育人材の育成・確保」をあげています。しかし、これは本当に子どもたち、利用者である父母や保育で働く者の側に立ったものなのでしょうか。どうも、そうとは思えません。

福祉である保育を経済成長優先の産業戦略の中に位置づけ、財界が求める労働力不足対策としての女性の雇用拡大にしか関心がなく、担い手となる保育労働者の処遇には冷淡なままで「一億総活躍」を言っても国が本気で保育に向き合っているとは言えません。

■ 隠れ待機児童数、保育所等の利用率 <small>厚生労働省・平成28年4月1日申込者の状況</small>																
市町村	A 申込者数	B 保育所 を利用し ているもの	C 幼保 連携 型認 定こ ども 園を 利用 して いる 者	D 幼稚 園型 認定 こ ども 園を 利用 して いる 者	E 地域 型保 育事 業を 利用 して いる 者	F 特例 保育 等 を 利 用 し て いる 者	G 地方 単 独 事 業 を 利 用 し て いる 者	H 育 児 休 業 中 の 者	I 特定 の保 育園 等 の 希 望 し て いる 者	J 求職 活動 を 休 止 し て いる 者	K 待 機 児 童	① 隠れ 待 機 児 童 (G+H +I+J) (人)	② 待 機 児 童 + 隠 れ 待 機 児 童 (K +①) (人)	③ 保 育 所 利 用 率 (%)	④ 幼 保 連 携 型 認 定 こ ども 園 利 用 率 (%)	⑤ 地 域 型 保 育 等 の 利 用 率 (%)
1 さいたま市	19,169	15,928	333	122	923	31	655	371	545	237	24	1808	1832	88.5	1.9	8.9
2 川越市	4,459	3,942	33	2	230	0	28	6	87	64	67	185	252	93.1	0.8	6.1
3 越谷市	4,913	3,765	441	0	435	0	0	51	86	97	38	234	272	81.1	9.5	9.4
4 熊谷市	3,405	3,096	213	1	39	0	0	1	55	0	0	56	56	92.4	6.4	1.2
5 川口市	8,787	7,181	5	4	547	0	9	7	838	98	98	952	1050	92.7	0.1	7.2
6 行田市	1,206	1,158	3	0	16	0	0	2	20	7	0	29	29	98.4	0.3	1.4
7 秩父市	1,099	910	170	0	7	0	0	0	12	0	0	12	12	83.7	15.6	0.6
8 所沢市	5,613	4,893	295	0	268	0	0	1	113	32	11	146	157	89.7	5.4	4.9
9 飯能市	1,162	1,098	0	1	1	1	0	2	46	0	13	48	61	99.7	0	0.2
10 加須市	1,981	1,800	173	4	0	0	0	0	4	0	0	4	4	91	8.8	0
11 本庄市	1,887	1,838	17	1	4	21	0	0	6	0	0	6	6	97.7	0.9	1.3
12 東松山市	1,388	1,200	1	12	1	0	27	10	88	11	38	136	174	96.7	0.1	2.3
13 春日部市	2,676	2,460	59	61	6	0	0	6	25	56	3	87	90	95.1	2.3	0.2
14 狭山市	2,246	2,042	57	1	55	0	0	4	18	0	69	22	91	94.8	2.6	2.6
15 羽生市	1,118	875	237	0	0	0	0	0	6	0	0	6	6	78.7	21.3	0
16 鴻巣市	1,659	1,473	137	0	12	0	0	5	14	18	0	37	37	90.8	8.4	0.7
17 深谷市	3,289	3,144	17	0	55	0	0	0	73	0	0	73	73	97.8	0.5	1.7
18 上尾市	3,199	2,742	66	0	209	1	7	35	37	67	35	146	181	90.6	2.2	7.2
19 草加市	3,499	2,948	56	21	75	0	66	38	103	115	77	322	399	93.1	1.8	4.5
20 蕨市	1,136	1,014	0	0	78	0	1	1	18	21	3	41	44	92.8	0	7.2
21 戸田市	3,173	2,678	0	0	155	0	24	127	43	40	106	234	340	93.7	0	6.3
22 入間市	2,281	2,143	1	0	60	0	0	5	19	29	24	53	77	97.2	0	2.7
23 朝霞市	3,105	2,558	0	0	177	29	98	94	39	31	79	262	341	89.4	0	10.6
24 志木市	1,270	1,123	16	0	51	1	4	31	8	14	22	57	79	94	1.3	4.7
25 和光市	1,721	1,349	1	0	263	3	12	32	13	12	36	69	105	82.9	0.1	17.1
26 新座市	3,015	2,544	94	0	164	0	61	20	34	28	70	143	213	88.9	3.3	7.9
27 桶川市	994	656	202	0	61	0	0	0	54	21	0	75	75	71.4	2.2	6.6
28 久喜市	2,022	1,616	253	38	35	0	0	0	34	33	13	67	80	83.2	13	1.8
29 北本市	751	729	3	0	2	0	0	2	15	0	0	17	17	99.3	0.4	0.3
30 八潮市	1,104	879	54	0	68	0	0	38	17	48	0	103	103	87.8	5.4	6.8
31 富士見市	1,889	1,574	68	0	93	0	1	12	33	72	36	118	154	90.7	3.9	5.4
32 三郷市	2,132	1,663	159	1	59	0	0	19	70	115	46	204	250	88.4	8.4	3.1
33 蓮田市	724	549	74	0	38	0	1	8	4	26	24	39	63	82.9	11.2	5.9
34 坂戸市	1,462	1,232	8	86	81	0	1	5	49	0	0	55	55	87.5	0.6	5.8
35 幸手市	471	428	5	0	15	0	0	0	21	0	2	21	23	95.5	1.1	3.3
36 鶴ヶ島市	1,141	1,037	84	2	2	0	0	0	9	7	0	16	16	92.2	7.5	0.2
37 日高市	846	828	0	0	3	0	0	1	7	7	0	15	15	99.6	0	0.4
38 吉川市	1,190	1,032	4	0	58	0	9	9	15	33	30	66	96	93.6	0.4	6.1
39 ふじみ野市	2,087	1,786	115	0	41	0	43	22	31	28	21	124	145	90	5.8	4.2
40 白岡市	561	433	8	0	42	5	26	17	4	8	18	55	73	84.2	1.6	14.2
小 計	105,830	90,344	3,462	357	4,429	92	1,073	982	2,713	1,375	1,003	6,143	7,146	90.6	3.5	5.6

市町村	A 申込者数	B 保育所 を利用し ているも の	C 幼保 連携 型認 定こ ども 園を 利用 して いる 者	D 幼稚 園型 認定 こ ども 園を 利用 して いる 者	E 地域 型保 育事 業を 利用 して いる 者	F 特例 保育 等利 用し て いる 者	G 地方 単 独 事 業を 利用 して いる 者	H 育 児 休 業 中 の 者	I 特 定 の 保 育 園 等 の 希 望 し て い る 者	J 求 職 活 動 を 休 止 し て い る 者	K 待 機 児 童	① 隠 れ 待 機 児 童 (G+H +I+J) (人)	② 待 機 児 童 + 隠 れ 待 機 児 童 (K +①) (人)	③ 保 育 所 利 用 率 (%)	④ 幼 保 連 携 型 認 定 こ ども 園 利 用 率 (%)	⑤ 地 域 型 保 育 等 の 利 用 率 (%)
41 伊奈町	704	650	4	0	35	0	0	4	0	11	0	15	15	94.3	0.6	5.1
42 三芳町	583	545	0	0	17	0	0	0	10	7	4	17	21	97.0	0.0	3.0
43 毛呂山町	511	456	48	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	89.2	9.4	1.4
44 越生町	189	178	9	0	1	0	0	0	1	0	0	1	1	94.7	4.8	0.5
45 滑川町	395	389	0	0	1	0	1	0	4	0	0	5	5	99.5	0.0	0.5
46 嵐山町	293	273	0	0	4	0	0	0	1	0	15	1	16	98.6	0.0	1.4
47 小川町	438	438	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0	0.0	0.0
48 川島町	234	234	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0	0.0	0.0
49 吉見町	232	232	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0	0.0	0.0
50 鳩山町	151	150	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	99.3	0.7	0.0
51 ときがわ町	211	211	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0	0.0	0.0
52 横瀬町	75	66	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	88.0	12.0	0.0
53 皆野町	200	198	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	99.0	0.0	1.0
54 長瀬町	139	139	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0	0.0	0.0
55 小鹿野町	216	211	3	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	97.7	1.4	0.9
56 東秩父村	45	45	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0	0.0	0.0
57 美里町	268	268	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0	0.0	0.0
58 神川町	256	252	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	98.4	1.6	0.0
59 上里町	734	717	3	0	1	0	0	1	10	0	2	11	13	99.4	0.4	0.1
60 寄居町	664	652	0	0	4	1	0	0	7	0	0	7	7	99.2	0.0	0.8
61 宮代町	434	411	0	1	1	0	0	1	3	15	2	19	23	99.5	0.0	0.2
62 杉戸町	423	418	0	0	0	0	0	0	5	0	0	5	5	100.0	0.0	0.0
63 松伏町	403	258	138	0	1	0	0	0	6	0	0	6	6	65.0	34.8	0.3
小 計	7,798	7,391	219	1	76	1	1	6	47	33	23	87	112	96.1	2.8	1.0
合 計	113,628	97,735	3,681	358	4,505	93	1,074	988	2,760	1,408	1,026	6,230	7,258	91.0	3.4	5.3

《 説 明 》

- ①は、厚労省が隠れ待機児童数としてきた、地方単独事業の利用者、育児休業中の者、特定の保育園等を希望し入所できなかった者、求職活動を休止した者の合計。
- ②は、①の隠れ待機児童数と市町村が公表した待機児童の合計。
- ③は、何らかの保育を受けている者のうち保育所利用者の割合 (%)

$$B / (B + C + D + E + F + G) \times 100$$
- ④は、何らかの保育を受けている者のうち幼保連携型認定こども園利用者の割合 (%)

$$C / (B + C + D + E + F + G) \times 100$$
- ⑤は、何らかの保育を受けている者のうち地域型保育・特例保育・地方単独事業保育利用者の割合 (%)

$$C / (B + C + D + E + F + G) \times 100$$

最後に

戦争への不安が広がり、格差と貧困の拡大による困難が広がっているいまこそ、公的責任による保育を守り、拡充させる運動が大切ではないでしょうか。

その運動が子どもたちの育ちと平和を守り、憲法を守ることに繋がっていきます。

幼稚園教育要領・保育所保育指針改訂をめぐって

はじめに

2016年7月、幼稚園教育要領改訂のための「幼児教育部会における取りまとめ（案）」が、8月には「保育所保育指針改訂の中間報告」ができました。

そのポイントは・・・①小学校とのスムーズな接続を考え、「幼児の終わりまでに育って欲しい姿」という目標を明確にする。そして、ひとりひとりの子どもを評価して小学校に送り出す。②評価の項目は10項目で、その内容はいくつものこまかい項目からできている。③3歳以上については5領域を生かし、これら10の目標を達成するための教育を行う。④3歳児未満についてはもっと詳しい記述をする（小規模保育所等も使いやすいように）というものでした。

1. 幼稚園教育要領の評価項目とされている10項目とは

(1) **健康な心と体**～～幼稚園生活の中で充実感や満足感を持って自分のやりたい事に向かって心と体を十分に働かせながら取り組み、見通しを持って自ら健康で安全な生活を作りだしていけるようになる

(2) **自立心**～～身近な環境に主体的に関わりいろいろな活動や遊びを生み出す中で、自分の力で行うために**思い巡らし**などして、自分でしなければならないことを自覚して行い、諦めずにやり遂げることで満足感や達成感を味わいながら、自信を持って行動するようになる

(3) **協同性**～～友達との関わりを通して互いの思いや考えなどを共有し、それらの実現に向けて、工夫したり協力したりする充実感を味わいながらやり遂げるようになる

(4) **道徳性・規範意識の芽生え**～～してよいことや悪いことが分かり、相手の立場に立って行動するようになり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、決まりを守る必要性が分かり、決まりを作ったり守ったりするようになる

(5) **社会生活との関わり**～～家族を大切にしようとする気持ちを持ちつつ、いろいろな人と関わりながら、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に一層の親しみを持つようになる。

遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報を伝えあったり、活用したり、情報に基づき判断しようとしたりして、情報を取捨選択などして役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用したりなどして、社会とのつながりの意識等が芽生えるようになる

(6) **思考力の芽生え**～～身近な事象に積極的に関わり、物の性質や仕組み等を感じとったり気付いたりする中で、**思い巡らし**予想したり、工夫をしたりなど多様な関わりを楽しむようになるとともに、友達などの様々な考えに触れる中で、自ら判断しようとした

り考え直したりなどして、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。

(7) **自然との関わり・生命尊重**～～自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、身近な事象への関心が高まりつつ、好奇心や探究心を持って思い巡らし言葉などで表わしながら、自然への愛情や畏敬の念を持つようになる。身近な動植物を命あるものとして心を動かし、親しみをもって接し、いたわり大切にする気持ちを持つようになる。

(8) **数量・図形・文字等への関心・感覚**～～遊びや生活の中で、数量などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりして、必要感からこれらを活用することを通して、数量・図形・文字等への関心・感覚が一層高まるようになる。

(9) **言葉による伝え合い**～～言葉を通して先生や友達と心を通わせ、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付けるとともに、思い巡らしたことなどを言葉で表現することを通して、言葉による表現を楽しむようになる。

(10) **豊かな感性と表現**～～みずみずしい感性を基に、生活の中で心動かす出来事に触れ、感じたことや思い巡らしたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりして、表現する喜びを味わい、意欲が高まるようになる。

2. 「育って欲しい子ども」とはどんな子どもなのだろう？

小学校に入学するまでに“先生の言うことを良く聞いて”“お友達と仲良く”“まじめに勉強する”子どもに育てておけということ？

幼児期には、自我を膨らませ、大人や仲間との信頼関係の中で自分の思いをしっかりと主張することができそれを大人や仲間を受け止めてもらう経験を重ねることで、生きる基本となる自己肯定感が育っていく。安心感の中で我を忘れて夢中になって遊べること、大人や友達と自分達で暮らしを作っていくこと、それらを通じて人を信頼でき、ひとりひとりが尊重されることで、誰も差別されず、誰の人権も保障されることのすばらしさを学んでいる。しかし、この教育要領の中では・・・

- ① 「自分らしくできる」安心感より“できないこと”でも諦めずに自分の力で解決しやり遂げること
- ② 自己主張をするより、いろいろと思い巡らし相手の気持ちを理解して自分の思いの表わし方を考えたり、我慢したりすること
- ③ 家族を大切にしようとする気持ちを持つことや国旗が掲揚される様々な行事の参加、日常生活の中で国旗に接し親しみを感じること
・・・等が強調されている。

このように育って欲しい子どもの姿が強調され、それを評価するようになっていくと、「自分らしく」生きることができなくなってしまうのではないか。憲法で「思想、信条の自由や言論・表現の自由」が保障されているということをおぼろげに育ってしまうのではないかと不安に感じずにはいられない。

公的保育が脅かされる、企業主導型保育事業の参入

待機児童対策の一環として、2016年度予算案に突然出てきたのが「企業主導型保育事業」です。内閣府は、この事業を「事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援する仕組み」と説明し、これにより5万人の受け皿を確保するとしています。財源には厚生年金保険加入事業所から保険料と併せて徴収している「子ども・子育て拠出金」を充てるとされています。

事業の特徴に「設置に市区町村の関与なし」「利用は直接契約」「複数企業の共同利用も自由」「柔軟な人員配置」「多様な勤務形態に対応した多様な保育サービスも可能」「整備費・運営費を補助」などをあげていますが、これは、企業が企業の都合に合わせて自由に無認可の施設を運営できるようにするものです。

6月に補助要綱が発表されましたが、それによると、職員の配置基準は保育所の最低基準が準用されるものの半数は保育士資格がなくても可となっています。保育室の面積基準については、小規模保育事業の基準を原則としているものの、難しい場合には認可外保育施設の指導基準（1.65㎡）を確保すればよいとしています。保育料は、新制度下における利用者負担額の水準を必要以上に超えない範囲で設定することとし、上乘せ徴収、実費徴収も可としています。

11月14日現在、全国で305件、埼玉県内では13箇所の施設が助成決定しました。県内の施設の受け入れ人数は6人から105人と様々です。

全国を見ると、佐賀には24時間開所の企業主導型保育事業ができたり、イオンは2020年までに各都道府県に1か所以上を目指すと宣言したり、ゆめみらい保育園(千葉)では7時～22時の保育時間で365日開所したりと、急速な勢いで広がりを見せています。

さらに、その勢いを後押ししようと、2018年度から5年間、企業主導型保育所として使う土地や家屋などにかかる固定資産税を2分の1にすることが検討され、2017年度与党税制改正大綱に盛り込まれました。

これは、企業による企業のための保育であり、国や自治体が責任を持つという公的保育制度の考え方を根幹から覆し、保育の完全自由化への道を切り開くものです。

	設置場所	保育所名	定員	設置者	運営開始予定	地域枠
1	上尾市	(仮称)つつじが丘ナーサリー	19	学校法人永嶋学院	2017年4月1日	有
2	川口市	(仮称)リトルビーンズ	29	サンキョー・プロパティ(株)	2017年4月1日	有
3	川口市	リトルういず川口西口保育所	6	株式会社 WITH	2017年4月1日	有
4	越谷市	医療法人医山会 保育室「すくすく保育室」	8	医療法人社団 医山会	2016年6月1日	無
5	さいたま市	(仮称)NEMグループ事業所内保育所	12	埼玉ライフサービス(株)	2017年3月1日	有
6	さいたま市	リトルういず日進保育所	6	株式会社 WITH	2016年10月1日	有
7	さいたま市	(仮称)特養ホーム夢眠さくら 付属保育所	45	社会福祉法人 錦江舎	2017年4月1日	有
8	さいたま市	岩槻物流センター保育所	19	カンダホールディングス(株)	2016年10月1日	無
9	さいたま市	さくらナーサリー	19	医療法人 博濃会 さくらナーサリー	2016年9月1日	有
10	さいたま市	しじょう保育園	19	医療法人至誠堂 至誠堂整形外科	2017年4月1日	有
11	さいたま市	パピーキッズ	12	(株)ビデオソニック	2016年9月1日	有
12	所沢市	(仮)ちびっこランド	105	社会医療法人 至仁会	2017年3月1日	無
13	八潮市	カメハマハ	19	社会医療法人 福祉楽団	2017年4月1日	無